

○総務省告示第二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

電 出 線

電 出 線

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1.710MHzを超え1.750MHz以下 2.010MHzを超え2.025MHz以下 2.625MHzを超え2.655MHz以下 3.400MHzを超え3.600MHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1.805MHzを超え1.845MHz以下 1.860MHzを超え1.880MHz以下（注） 2.010MHzを超え2.025MHz以下 2.625MHzを超え2.655MHz以下 3.400MHzを超え3.600MHz以下

[同左]

無 線 局	周 波 数
1 [同左]	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1.744.9MHzを超え1.749.9MHz以下 2.010MHzを超え2.025MHz以下 2.625MHzを超え2.655MHz以下 3.480MHzを超え3.600MHz以下
2 [同左]	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1.839.9MHzを超え1.844.9MHz以下 1.859.9MHzを超え1.879.9MHz以下（注） 2.010MHzを超え2.025MHz以下 2.625MHzを超え2.655MHz以下 3.480MHzを超え3.600MHz以下

[注 略]

[注 同左]

備考 表中の「」の記号は左記による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年二月二十八日までの間においては、表1の項中「1,710MHzを超え1,750MHz以下」とあるのは「1,710MHzを超え1,749.9MHz以下」と、同表2の項中「1,805MHzを超え1,845MHz以下」とあるのは「1,805MHzを超え1,844.9MHz以下」と読み替えるものとする。